

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 8 月28日

【会社名】 ファーストコーポレーション株式会社

【英訳名】 First-corporation Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 利秋

【本店の所在の場所】 東京都杉並区天沼二丁目 3 番 9 号

【電話番号】 03 (5347) 9103 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小暮 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区天沼二丁目 3 番 9 号

【電話番号】 03 (5347) 9103 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小暮 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年8月27日開催の第4回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

当社定款をわかりやすく記述する観点から、表現の変更を行うものであります。

当社の経営体制の一層の強化及び経営の透明性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、現行定款第20条の取締役の員数を現行の7名以内から10名以内に変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、現行定款第30条及び第40条の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中村利秋、小暮隆、横山一夫、能宗啓之、東輝行、印南研二及び藤本聡、佐藤均の8氏を選任するものであります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬上限額を、年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と改定するものであります。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の報酬の使用人給与相当額は含まないものといたします。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬上限額を、年額20百万円以内と改定するものであります。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	24,854	4	0	可決 (99.98%)
第2号議案				
中村 利秋	24,853	5	0	可決 (99.98%)
小暮 隆	24,854	4	0	可決 (99.98%)
横山 一夫	24,854	4	0	可決 (99.98%)
能宗 啓之	24,854	4	0	可決 (99.98%)
東 輝行	24,852	6	0	可決 (99.98%)
印南 研二	24,854	4	0	可決 (99.98%)
藤本 聡	24,587	271	0	可決 (98.91%)
佐藤 均	24,854	4	0	可決 (99.98%)
第3号議案	24,851	7	0	可決 (99.97%)
第4号議案	24,853	5	0	可決 (99.98%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 第3号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

以上